

**タイ
特許法**

B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522(1979年)3月11日法律
1999年9月27日施行

目次

第1条
第2条

第1章 序
第3条
第4条

第11章 発明特許

第1部 特許出願

第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第19条の2
第20条
第21条
第22条
第23条

第11部 特許の付与

第24条
第25条
第26条

第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条

第 III 部 特許により与えられる権利

第 35 条
第 35 条の 2
第 36 条
第 36 条の 2
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条

第 IV 部 年金

第 43 条
第 44 条

第 V 部 実施許諾用意，強制ライセンス及び政府による使用

第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 47 条の 2
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 50 条の 2
第 51 条
第 52 条

第 VI 部 特許又はクレームの放棄及び特許の取消

第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 III 章 意匠特許

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 60 条の 2

第 61 条

第 62 条

第 62 条の 2

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 III 章の 2 小特許

第 65 条の 2

第 65 条の 3

第 65 条の 4

第 65 条の 5

第 65 条の 6

第 65 条の 7

第 65 条の 8

第 65 条の 9

第 65 条の 10

第 IV 章 特許委員会

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 V 章 雑則

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 77 条の 2

第 77 条の 3
第 77 条の 4
第 77 条の 5
第 77 条の 6
第 77 条の 7
第 77 条の 8
第 78 条
第 79 条
第 80 条

第 VI 章 罰則

第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条

上限料金表

第1条

本法は、「特許法 B.E.2522」と称する。

第2条

本法は、官報公告の日から 180 日後に発効するものとする。

第1章 序

第3条

本法において、

「特許」とは、発明又は意匠に保護を与えるため、本法第 II 章及び第 III 章の規定に基づいて発行される証書をいう。

「小特許」とは、発明に保護を与えるため、本法第 III 章の 2 の規定に基づいて発行される証書をいう。

「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう。

「製法」とは、製品を製造し、製品の品質を維持又は改良する方法、技法又は工程をいい、その製法の応用を含むものとする。

「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう。

「特許所有者」とは、特許の譲受人を含む。

「小特許所有者」とは、小特許の譲受人を含む。

「委員会」とは、「特許委員会」をいう。

「担当官」とは、大臣によって任命され、本法に基づいて行動する者をいう。

「長官」とは知的所有権局の長官を指し、長官により指名された者を含めていう。

「大臣」とは本法の執行を掌握し統括する大臣をいう。

第4条

通商大臣は、本法の執行を掌握し統括するとともに、担当官を任命し、かつ本法に添付する一覽の記載を超えない手数料を規定する省令、手数料の一部又は全部を免除する省令及び本法のその他の執行手続を定める省令を発行する権限を有するものとする。

省令は、官報に公告されることにより効力が発生するものとする。

第 11 章 発明特許

第 1 部 特許出願

第 5 条

第 9 条に従うことを条件として、特許は、次の条件が満たされた発明に対して付与されるものとする。

- (1) その発明が新規であること
- (2) 進歩性を有すること、及び
- (3) 産業上利用できること

第 6 条

技術水準に属するものでなければ、発明は新規とする。

技術水準とは、次の何れかの発明を含むものとする。

- (1) 特許出願日より前に、国内で他人に広く知られていた発明又は用いられていた発明
- (2) 特許出願日より前に、国内外でその主題が文書若しくは印刷物に記載されていたか、又は展示その他の方法で一般に開示されていた発明
- (3) 特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明
- (4) 特許出願日の 18 月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されなかった発明
- (5) 国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明

特許出願日前の 12 月間に、非合法的に主題が取得されて行われた開示、又は発明者が国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示は、(2)でいう開示とはみなされない。

第 7 条

発明が当該技術分野における通常の知識を有する者において自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。

第 8 条

発明が手工芸、農業及び商業を含む何れかの産業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用できるものとみなされる。

第 9 条

次の発明は、本法に基づく保護を受けないものとする。

- (1) 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- (2) 科学的又は数学的法則及び理論
- (3) コンピュータ・プログラム
- (4) 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法

(5) 公の秩序，道徳，健康又は福祉に反する発明

第 10 条

発明者は，特許を出願すると共に発明者として特許に名称を記載される権利を有する。

特許を出願する権利は，譲渡又は承継により移転することができる。

特許を出願する権利の譲渡は，書面で行わなければならない，また，譲渡人及び譲受人の署名を必要とする。

第 11 条

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は，その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとする。

第 1 段落の規定は，雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの，雇用契約に基づき自由に利用することのできる手段，データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとする。

第 12 条

第 11 条第 1 段落に規定された状況において発明活動を奨励し従業者に公平を期するため，従業者の行った発明から使用者が利益を受ける場合は，かかる従業者は，通常の賃金の他に報酬を受ける権利を有するものとする。

第 11 条第 2 段落に規定された従業者たる発明者は，報酬を受ける権利を有するものとする。かかる報酬を受ける権利は，契約規定によって排除することができない。

本条第 1 段落及び第 2 段落に基づく報酬の請求は，省令の規則及び省令に定める手続に従い長官に提出しなければならない。長官は，従業者の賃金，発明の重要性，当該発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に適当と思われる報酬額を定める権限を有するものとする。

第 13 条

国家公務員及び国有の団体又は企業の従業者による発明を奨励するため，国家公務員又は国有の団体若しくは企業の従業者は，政府又はかかる団体若しくは企業の規則又は規程に別段の定めがない限り，第 12 条に基づく従業者と同一の権利を有するものとする。

第 14 条

特許出願人は，次の何れかの資格を有していなければならない。

- (1) タイ国民であるか又はタイ国内に本社を有する法人であること
- (2) タイが当事国となっている特許保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民であること
- (3) タイ国民又はタイ国内に本社を有する法人に特許出願を認める国の国民であること
- (4) タイ国内又はタイが当事国となっている特許保護に関する条約若しくは国際協定の当事国内に住所を有しているか又は事実上の工業施設若しくは商業施設を有していること

第 15 条

1 の発明が複数の者によってなされたときは、その特許を共同で出願するものとする。共同発明者のうちの何れかが特許出願に加わることを拒み、又はその所在が不明であり、連絡が取れず若しくは特許出願をする資格がないときは、当該出願は、その者の代わりに他の発明者で行うことができるものとする。

特許出願に参加しなかった共同発明者は、特許が付与される前であれば如何なる時点でも後日かかる出願に参加することを請求できる。かかる請求を受けたときは、担当官は、その請求を審査する日を請求人及び共同発明者に通知しなければならない。請求人及び共同出願人の各々は、請求書の写しを受けるものとする。

前段落に基づく審査において、担当官は、請求人及び共同出願人を召喚してその質問に答えさせ又は書類その他を提出させることができる。かかる審査が終了し、長官が決定を下した時点で、請求人及び共同発明者は、その決定の通知を受けるものとする。

第 16 条

複数の者が同じ発明を別々になし、そのそれぞれが特許出願を行ったときは、最初に出願した者に特許を付与するものとする。出願が同じ日になされたときは、出願人は、そのうちの 1 名が特許の付与を受けるか全員が共同名義で付与を受けるかについて合意しなければならない。長官が定めた期間内に合意が成立しないときは、それらの者は、所定の期間が満了した後 90 日以内に裁判所に提訴しなければならない。その期間内に提訴がない場合、それらの出願は放棄されたものとみなされる。

第 17 条

特許出願は、省令に定める規則及び手続に従わなければならない。

特許出願書類には、次の事項が含まれていなければならない。

- (1) 発明の名称
- (2) 発明の特徴及び目的に関する簡単な説明
- (3) 当該発明が帰属するか又は最も密接に関連する技術分野において通常の知識を有する者が当該発明を実施及び使用することができるような完全、簡潔、明瞭かつ正確な言葉で記され、かつ発明者が自らの発明を実施する上で企図する最良の様態が示された、発明の詳細な説明
- (4) 明確かつ正確な 1 又は複数のクレーム
- (5) 省令に定めるその他の事項

タイが特許に関する国際協定又は国際協力に加盟した場合、かかる国際協定又は国際協力の要件を満たす特許出願は、本法に基づく特許出願とみなされる。

第 18 条

特許出願は、単一の発明に関するものであるか、又は単一の発明概念を構成する関連性のある発明の一群を対象とするものでなければならない。

第 19 条

政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその発明を展示した者が、その博覧会の

開催初日から 12 月以内に当該発明について特許を出願したときは、その博覧会の開催初日に
出願を行ったとみなすものとする。

第 19 条の 2

第 14 条に基づき外国で発明特許出願を行った者は、外国での最初の出願日から 12 月以内に
国内で出願を行ったときは、かかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張すること
ができる。

第 20 条

出願人は、省令に定める規則及び手続に従い出願を補正することができる。ただし、その補
正は、発明の範囲を拡大するものであってはならない。

第 21 条

特許出願に関する職務にあるすべての担当官は、方法の如何を問わず第 28 条に基づく出願公
告前に、出願人の書面による許可がない限り、発明の詳細な説明を開示し、又はその複写を
目的とする閲覧を他人に許可してはならない。

第 22 条

第 28 条に基づく特許出願の公告前に、かかる出願がなされたことを知るすべての者は、出願
人の書面による許可がない限り、発明の詳細な説明に記載された情報を開示し、又は出願人
に損害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第 23 条

国家安全保障のため発明の秘密保持が必要であると長官が判断する場合、長官は、別段の命
令を出すときまで当該発明の特許出願の秘密を保持するよう命令するものとする。
前段落に基づき出願の秘密保持命令が長官から出されたことを知る出願人を含むすべての者
は、法律により認められない限り、当該発明の主題又は詳細な説明を他人に開示してはなら
ない。

第 II 部 特許の付与

第 24 条

出願人に特許を付与する前に、担当官は、省令に定める規則、手続及び条件に従って次の審
査をしなければならない。

- (1) 出願が第 17 条に合致しているかについて、及び
- (2) 出願が第 5 条に合致しているかについて

第 25 条

特許出願の審査を効率化するため、長官は、出願が第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第
9 条に合致しているかについて、又は発明の詳細な説明が第 17 条(3)に合致しているかにつ
いて審査することを、政府機関、部門若しくは組織、又は外国の若しくは国際的な特許庁若

しくは特許組織に委託することができるものとする。長官は、そのような審査を担当官が行ったものと取り扱うことができるものとする。

第 26 条

出願審査において、その出願が単一の発明概念を構成する関連性ある発明に該当しない複数の異なる発明に関するものであると判断される場合、担当官は、出願人に通知して、かかる出願をそれぞれが単一の発明を対象とする複数の出願に分割するよう求めるものとする。

出願人が前段落の通知の受領後 180 日以内に分割出願した場合、その分割出願は、最初の出願の出願日に行われたとみなすものとする。

出願は、省令に定める規則及び手続に従って分割されるものとする。

出願人が出願を分割する要求に応じられないときは、120 日以内に長官に対して審判請求することができる。長官の決定を最終とする。

第 27 条

出願審査において、担当官は、出願人を召喚して質問に答えさせ又は書類その他を提出させることができる。

外国で特許出願を行った出願人は、省令に定める規則及び手続に従い、出願審査報告書を提出しなければならない。

提出すべき書類が外国語である場合、出願人は、その書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。

出願人が前段落に基づく担当官の指示に従わないとき、又は 90 日以内に本条第 2 段落に従って審査報告書を提出しないときは、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。長官は、必要に応じて適当と考える期間を延長することができるものとする。

第 28 条

担当官が長官に審査報告書を提出した場合において、

(1) 長官は、本出願が第 17 条の規定に合致していない、又はその発明が第 9 条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、担当官は、かかる拒絶があった日から 15 日以内に配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に拒絶の通知をしなければならない。又は

(2) 長官は、本出願が第 17 条の規定を具備し、かつその発明が第 9 条に基づく不特許事由に該当しないものであると認めるときは、省令に定める規則及び手続に従ってその出願の公告を命じるものとする。かかる公告に先立って担当官は、長官の定める方法又は配達証明付書留郵便により出願人に公告手数料を納付するよう通知する。出願人が通知を受領した日から 60 日以内に公告手数料を納付しない場合、担当官は、再度配達証明付書留郵便をもって出願人に通知を行う。かかる再度の通知を受領した日から 60 日が経過しても公告手数料を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

第 29 条

第 28 条に基づく出願の公告後、出願人は、その出願の公告後 5 年以内か、又は異議申立及び審判請求が提出されているときはその最終決定後 1 年以内の何れか遅くに満了する期限内に、

担当官にその発明が第 5 条に合致するか否かの審査の開始を請求しなければならない。出願人がその期間内に請求を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

第 25 条に基づいて長官が何れかの政府機関、部門、組織又は外国の若しくは国際的な特許庁若しくは組織に出願の審査を委託し、その審査について何らかの費用が発生した場合、かかる費用は出願人が担当官からの通知後 60 日以内に支払わなければならない。かかる期間内に当該費用を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

第 30 条

第 28 条に基づき特許出願が公告された場合において、その出願が第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条又は第 14 条の規定に合致しないと認められるとき、長官は、特許の付与を拒絶するものとする。出願人及び第 31 条に基づく異議申立人は、その決定の通知を受ける。長官の決定は、省令に定める規則及び手続に従って公告されるものとする。

第 31 条

第 28 条に基づき特許出願が公告された場合において、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条若しくは第 14 条の規定に合致していないと思料する者は、第 28 条に基づく出願公告の日から 90 日以内に担当官にその出願に対する異議を申し立てることができる。

前段落に従って異議申立がなされた場合、担当官は、出願人にかかる異議申立通知の写しを送付する。出願人は、かかる通知の受領後 90 日以内に担当官に答弁書を提出しなければならない。出願人が所定の期間内に答弁書を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

異議申立通知及び答弁書には、その主張を裏付ける証拠を添付しなければならない。

第 32 条

異議申立手続において異議申立人及び出願人は、長官の定める手続に従って、自らが依拠する根拠を裏付けるために証拠を提出し又は追加の陳述を行うことができる。

長官が第 33 条又は第 34 条に基づき決定を下したとき、出願人及び異議申立人は、当該決定とその根拠たる理由について通知を受けるものとする。

第 33 条

出願人が第 29 条に基づき審査請求を行い、担当官が第 24 条に基づき審査を行ったとき、担当官は、長官に対して審査報告書を提出しなければならない。

長官が審査報告書を考慮し、特許付与を拒絶する理由はないと認め、かつ第 31 条に基づく異議申立がなかったか又は異議申立はあったが本発明は出願人に帰属するものであると長官が決定したとき、長官は、その発明の登録及び出願人への特許付与を命じなければならない。担当官は、特許付与に係る手数料をその通知受領の日から 60 日以内に支払うように出願人に通知するものとする。

前段落に従って手数料が支払われたときは、かかる手数料の支払後 15 日以内に発明が登録され出願人に特許が付与されるものとする。ただし、第 72 条に定める期限の満了前であってはならない。前段落に定める期間内に手数料が支払われない場合、出願人は、その出願を放棄

したものとみなされる。特許証は省令に定める様式とする。

第 34 条

異議申立がなされ、長官が本発明は異議申立人に属するものであると決定したときは、長官は、その出願を拒絶しなければならない。

出願拒絶した長官の決定に対して出願人が審判請求しなかったか、又は審判請求されたが特許委員会若しくは裁判所が最終決定を下した場合において、長官による拒絶の日又は最終決定が下された日から 180 日以内に異議申立人により特許出願がなされたときは、異議申立人は、その出願を出願人の出願した日になしたものとみなされ、第 28 条に基づく出願人の特許出願公告は、異議申立人の出願公告とみなされるものとする。後者の場合、何人も、自らが当該発明について異議申立人に優先する権利を有しているとの理由で異議申立人の出願に対し異議を申し立てることはできない。

異議申立人に対する特許付与前に、担当官は、第 24 条に従いその出願を審査しなければならない。第 29 条の規定は、異議申立人の出願に対しても適用されるものとする。

第 III 部 特許により与えられる権利

第 35 条

発明特許の有効期間は、国内での出願日から 20 年間とする。特許の期間は、第 16 条、第 74 条又は第 77 条の 6 に基づき裁判所に訴訟が係属している期間を含まないものとする。

第 35 条の 2

特許の付与前になされた第 36 条に反する行為は、特許権者の権利を侵害しないものとする。ただし、その行為が第 28 条に基づき既に公告がなされた係属中の出願の発明に関する行為であり、かかる行為をする者が特許出願がなされていることを知っているか又は当該発明について特許出願がなされたことにつき書面による通知を受けている場合は、出願人は、侵害人から損害賠償を受ける権利を有するものとする。損害賠償に関する訴訟は、特許付与後に裁判所に提起しなければならない。

第 36 条

特許権者以外の何人も次の権利を有さない。

(1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利

(2) 特許の主題が製法である場合において、特許方法を使用し、また、特許方法で製造した製品を生産し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利
前段落は、次の事項には適用されない。

(1) 研究、調査、実験又は分析を目的とする行為。ただし、それが特許の通常の実施と不合理に矛盾してはならず、また特許所有者の合法的利益を不当に侵害するものであってはならない。

(2) 特許製品の製造又は特許方法の使用。ただし、製造者又は使用者が特許出願の事実を知

らず又はかかる事実を知るべき合理的な理由なくタイでの特許出願日より前に善意で製造を行っていたかそのための装置を取得した場合に限る。この場合、第 19 条の 2 の適用はない。

(3) 専門の薬剤師又は開業医による医師の処方箋に基づく薬剤の調合及びかかる医薬品に関する行為

(4) 特許期間の満了後に特許医薬品を製造、頒布又は輸入することを意図して薬剤登録を行うための申請に関する行為

(5) 特許の主題である装置を、タイが当事国となっている特許保護に関する国際条約又は協定の当事国の船舶が一時的又は偶発的にタイの領海に侵入したときにその船体又は付属品に必要範囲内で使用すること

(6) 特許の主題である装置を、タイが当事国となっている特許保護に関する国際条約又は協定の当事国の航空機又は陸上車両が一時的又は偶発的にタイの領空又は領土に侵入したときにその構造物又は付属品について使用すること

(7) 特許権者の許可又は同意を得て製造又は販売されている特許製品の使用、販売、販売を目的とする所持、販売を目的とする供給又は輸入

第 36 条の 2

第 36 条に基づく特許された発明に対する特許権者の権利の範囲は、クレームにより決定されるものとする。クレームされている発明の範囲を確定するにあたっては、説明及び図面に記載された発明の特徴を考慮するものとする。

特許発明の保護範囲は、クレーム中に特に記載がなくとも、当該技術分野における通常の熟練者の観点で、クレームに述べられているものと実質的に同じ特性、機能及び効果を有する発明の特徴まで拡大されるものとする。

第 37 条

特許権者は、「タイ特許」の文字、それらの略語又はこれと同じ意味を有する外国語を、製品、製品の容器若しくは包装、又は製品の広告に使用する権利を有するものとする。

第 1 段落に基づく表記には特許番号を付さなければならない。

第 38 条

特許権者は、ライセンスの付与により、第 36 条及び第 37 条に基づく自らの権利を行使することを他人に許可することができるとともに、他人にその特許を譲渡することができる。

第 39 条

第 38 条に基づくライセンス付与においては、

(1) 特許権者は、不当に反競争的な条件、制限又はロイヤルティ規定を実施権者に課してはならない。

不当に反競争的な条件、制限又はロイヤルティ規定については省令に定めるものとする。

(2) 特許権者は、第 35 条による特許期間満了後に、当該特許発明の使用に対するロイヤルティの支払を実施権者に要求することはできない。

本条の規定に違反する条件、制限又はロイヤルティ規定は無効とする。

第 40 条

第 42 条に従うことを条件として、当事者間で別段の取決めがない限り、特許の共同所有者は、他の共同所有者の同意なく第 36 条及び第 37 条に基づき自己の権利を行使することができるが、ただし、ライセンスの付与又は特許の譲渡については、共同所有者全員の同意を得なければならない。

第 41 条

第 38 条に基づくライセンス契約及び特許の譲渡は、書面によることを要し、省令に定める要件及び手続に従って登録しなければならない。

ライセンス契約の規定が第 39 条に違反していると長官が判断する場合、長官は、その契約書を特許委員会に付託しなければならない。特許委員会が当該契約書が第 39 条に違反すると認めた場合、長官は、その登録を拒絶しなければならない。ただし、その状況に照らし両当事者が当該契約の有効な規定を無効な規定から分離することを意図していると推定される場合は、長官は、契約の有効な規定を登録するよう命令するものとする。

第 42 条

承継による特許の移転は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 IV 部 年金

第 43 条

特許権者は、省令に定める年金を特許期間の 5 年目から納付しなければならない。年金は、特許期間の 5 年目及びそれに続く年度の開始後 60 日以内に納付しなければならない。

特許が特許期間の 5 年目の開始後に付与されたときは、最初の年金は、特許の付与後 60 日以内に納付しなければならない。

特許権者が第 1 段落又は第 2 段落に定める期間内に年金を納付しない場合、特許権者は、未払の年金額に対して 30 パーセントの割増手数料を支払わなければならない。かかる年金及び割増手数料は、第 1 段落又は第 2 段落に定める納付期間の満了後 120 日以内に支払うことを要する。

特許権者が第 3 段落に定める期間内に年金及び割増手数料を納付しない場合、長官は、当該特許の取消に関する報告書を特許委員会に提出するものとする。

特許権者が特許の取消命令を受領した日から 60 日以内に、第 3 段落に定める期間内に年金及び割増手数料を納付しなかったことが止むを得ない事情によるものであったことを記した要請書を特許委員会に提出した場合、委員会は、適宜、納付期間を延長するか又は当該特許を取り消すことができる。

第 44 条

特許権者は、年金を毎年納付する代わりにその全額を前もって一括払いすることを要求することができる。特許権者が年金の全額を事前に納付した場合において、後に年金表が改定されたか又は当該特許が放棄され若しくは取り消された場合、特許権者は、年金の増額部分を納付する義務を負わず、また既に納付した年金の払戻しを受けることはできない。

第V部 実施許諾用意，強制ライセンス及び政府による使用

第45条

特許権者は，省令に定める規則及び手続に従い，第三者に対してライセンスを許諾する用意があることを登録簿に記載するよう長官に申請することができる。

登記後随時，長官は，かかるライセンスを申請する者に対し，特許権者と申請人との間で合意される条件，制限及びロイヤルティ規定に基づいて特許に基づくライセンスを付与することができる。特許権者と申請人が長官の定めた期間内に合意に達することができない場合，長官は，自らが適当と認める条件，制限及びロイヤルティ規定に基づいてライセンスを付与するものとする。

何れの当事者も，前段落に基づく長官の決定に対してその決定通知の受領後30日以内に特許委員会に審判請求することができる。特許委員会の決定を最終とする。

第2段落に基づくライセンスの申請及び付与は，省令に定める規則及び手続に従わなければならない。

第1段落に基づく記載がなされた場合，かかる記載日後の特許年金は，省令の定めにより，かかる記載がなされなかった場合に支払われる筈であった年金額の少なくとも半分以上減額されるものとする。

第46条

何人も，申請の時点で特許権者が次の通りその合法的権利を不当に行使していないと思われる場合は，特許の付与から満3年後，又は出願の日から満4年後の何れか遅い時期に随時，長官にライセンスを申請することができる。

(1) 正当な理由なく，本国内で特許製品が製造されていないとき，又は特許方法が利用されていないとき，又は

(2) 正当な理由なく，特許に基づいて製造された製品が国内市場で販売されていないとき，又はかかる製品が不当に高い価格で販売されているか若しくは公衆の需要を満たしていないとき

(1)又は(2)の何れの申請であるかに拘らず，ライセンスの申請人は，状況に見合う条件及び対価を提示して特許権者からライセンスを得る努力をしたが合理的な期間内に合意に達することができなかったことを立証しなければならない。

ライセンスの申請は，省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第47条

特許におけるクレームの実施が他人の特許クレームを侵害すると思われる場合，自己の特許を実施しようとする特許権者は，長官に次に該当する他人の特許のライセンスを申請することができる。

(1) 申請人の発明がライセンスの申請対象たる発明に関する経済的に極めて重要な技術的進歩を伴うものであること

(2) 特許権者が合理的な条件でクロスライセンスを交わす権利を有すること

(3) 申請人が，自らの特許を譲渡する場合を除き，ライセンスに係る権利を他に譲渡しないこと

ライセンスの申請人は、状況に見合う条件及び対価を提示して特許権者からライセンスを得る努力をしたが合理的な期間内に合意に達することができなかったことを立証しなければならない。

ライセンスの申請は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 47 条の 2

第 46 条に基づきライセンスを取得した特許クレームの実施が他人の特許クレームを侵害すると思われる場合、第 46 条に基づくライセンスの申請人は、長官に次に該当する他人の特許のライセンスを申請することができる。

(1) 申請人の発明がライセンスの申請対象たる発明に関する経済的に極めて重要な技術的進歩を伴うものであること

(2) 申請人がライセンスに係る権利を他に譲渡しないこと

ライセンスの申請人は、状況に見合う条件及び対価を提示して特許権者からライセンスを得る努力をしたが合理的な期間内に合意に達することができなかったことを立証しなければならない。

ライセンスの申請は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。

第 48 条

第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づいて強制ライセンスが付与される場合、特許権者は、対価を受け取る権利を有するものとする。

強制ライセンスが第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づいて付与される場合、第 38 条に基づく実施権者は、他人にライセンスを付与できる排他権を有するときは、対価を受け取る権利を有するものとする。その場合、特許権者にはかかる対価を受ける権利はないものとする。

第 49 条

第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づくライセンスの申請において、申請人は、ライセンスの申請書と共にその特許を実施するための対価の額及び条件、並びに第 48 条第 2 段落に基づく特許権者及び排他的実施権者の権利に対する制限を定めなければならない。また、第 47 条に基づくライセンスの申請にあたり、申請人は、自己の特許に基づくライセンスを他方当事者に提供しなければならない。

第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づくライセンスの申請がなされたとき、担当官は、申請人、特許権者及び第 48 条第 2 段落に基づく排他的実施権者にその申請を審査する日付を通知しなければならない。特許権者及び排他的実施権者は、申請書の写しの交付を受けるものとする。

前段落に基づくライセンス申請を審査するにあたり、担当官は、申請人、特許権者又は第 48 条第 2 段落に基づく排他的実施権者に対し、陳述を行い又は書類その他を提出するため担当官の前に出頭するよう要求することができる。担当官が申請の審査を完了し、長官が決定を下した後、申請人、特許権者及び排他的実施権者は、その結果について通知を受けるものとする。

前段落に基づく長官の決定に対しては、その通知の受領日から 60 日以内に特許委員会に審判

請求することができる。

第 50 条

長官が第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づき申請人にライセンスを付与する旨決定した場合、長官は、特許権者と申請人との間の合意に従い、その特許を実施するためのロイヤルティ及び条件、並びに第 48 条第 2 段落に基づく特許権者及び排他的実施権者の権利に対する制限を定めなければならない。長官の定める期間内に両者が合意に達しない場合、長官は、次の要件に従うことを条件として、その相当と認めるロイヤルティ、条件及び制限を定めなければならない。

- (1) ライセンスの範囲及び有効期間は、状況が必要とする以上であってはならない。
- (2) 特許権者は、他の実施権者を指定することができる。
- (3) 実施権者は、ライセンスに基づく事業又は営業権と共に譲渡しない限り、他人にライセンスを譲渡することはできない。
- (4) ライセンスは、主に国内市場への供給を目的としていなければならない。
- (5) 定められる対価は、かかる状況下で妥当なものでなければならない。

本条第 1 段落に基づく長官の決定に対しては、その決定通知を受領した日から 60 日以内に特許委員会に審判請求することができる。

ライセンス証の発行は、省令に定める様式、規則及び手続に従うものとする。

第 50 条の 2

第 46 条に基づいて付与されたライセンスは、その原因となった状況が消滅し今後回復する見込みがないと思われ、かつ、その取消が当該ライセンスに基づく実施権者の権利又は利益に悪影響を及ぼさない限り、取り消すことができる。

第 1 段落に基づくライセンスの取消申請は、省令に定める様式、規則及び手続によるものとし、第 49 条第 2 段落及び第 3 段落並びに第 50 条の規定をこれに準用するものとする。

第 51 条

公共消費のためのサービス、国防にとって極めて重要なサービス、又は天然資源若しくは環境の保護若しくは実現のためのサービスを遂行するため、食料、医薬品又はその他の消耗品の著しい不足を防止又は緩和するため、又は、その他の公共サービスのため、政府の省庁、部局又は部門は、第 46 条、第 47 条及び第 47 条の 2 の規定に拘らず、特許権者又は第 48 条第 2 段落に基づくその排他的実施権者にロイヤルティを支払って、自ら又は他を通じて第 36 条に基づく特許権を行使できるものとし、またその旨を特許権者に書面で遅滞なく通知するものとする。

上記段落の場合、かかる省庁、部局又は部門は、ロイヤルティ額及び実施条件を定めた具申書を長官に提出するものとする。ロイヤルティは、かかる省庁、部局又は部門と特許権者又はその実施権者との間で合意された額とし、第 50 条の規定をこれに準用するものとする。

第 52 条

戦争又は緊急事態の間、総理大臣は、内閣の承認を得て、国防及び国家安全保障のために必要な特許権を特許権者に相当の対価を支払って行使するための命令を発することができ、ま

たその旨を遅滞なく特許権者に書面で通知するものとする。

特許権者は、かかる命令又は対価の額について、当該命令の受領後 60 日以内に裁判所に提訴することができる。

第 VI 部 特許又はクレームの放棄及び特許の取消

第 53 条

特許権者は、特許又はそのクレームを省令に定める規則及び手続に従って放棄することができる。

前段落に基づいて特許又はクレームを放棄するためには、複数の者が共有する特許であるときは、特許権者全員の同意を必要とする。ライセンスが第 38 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条又は第 47 条の 2 に基づいて付与されている場合は、かかる放棄は、実施権者全員の同意をもって行われるものとする。

第 54 条

第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条又は第 14 条の規定に違反して付与された特許は、無効とする。

何人も、特許の無効について異議を申し立てることができる。利害関係人又は公訴官は、無効特許の取消を裁判所に請求できるものとする。

第 55 条

長官は、次の場合は特許の取消を特許委員会に請求することができる。

(1) 第 50 条に基づいてライセンスが付与され、かかるライセンスの発行日から 2 年が経過した時点で、正当な理由なく特許権者、その実施権者若しくはライセンスの所有者が特許製品を生産していないか若しくは特許方法を使用していない場合、又は、特許製品若しくは特許方法を用いて製造された製品が販売若しくはタイに輸入されておらず、又はかかる製品が不当に高い価格で販売されている場合で、かつ、長官が特許を取り消す正当な理由があると判断する場合

(2) 特許権者が第 41 条に違反する権利の行使を他人にライセンスした場合

長官は、特許委員会に特許の取消を請求する前に、調査の実行を命じ、特許権者及び実施権者に陳述の機会を与えるため当該命令について通知するものとする。陳述書の提出は、かかる命令の受領から 60 日以内に行われなければならない。長官は、何人をも召喚してその質問に答えさせ又は書類その他を提出させることができる。

調査の結果、特許を取り消す妥当な理由があると認められるときは、長官は、特許の取消について特許委員会に調査報告書を提出しなければならない。

第 III 章 意匠特許

第 56 条

手工芸意匠を含む新しい工業意匠に対して、本法に基づき特許が付与されるものとする。

第 57 条

次の意匠は新規とはみなさない。

- (1) 特許出願の前に、国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠
- (2) 特許出願の前に、国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
- (3) 特許出願の前に第 28 条を準用する第 65 条に基づき公告されていた意匠
- (4) (1)、(2)又は(3)の意匠と外観が非常に似ているため模倣とされる意匠

第 58 条

次のものは特許性がない。

- (1) 公序又は良俗に反する意匠
- (2) 勅令に定められた意匠

第 59 条

意匠特許の出願は、省令に定められる要件及び手続に従わなければならない。

各意匠特許出願書類には、次の事項が含まれていなければならない。

- (1) 意匠の表示
- (2) 意匠が用いられる製品の表示
- (3) 明確かつ正確なクレーム
- (4) 省令に定められるその他の事項

第 60 条

1 の特許出願は、1 の製品のみ用いられる 1 意匠に関するものでなければならない。

製品の一覧は、大臣によって定められ、官報に公告されるものとする。

第 60 条の 2

第 14 条に該当し外国で意匠特許出願を行った者は、外国での最初の出願日から 6 月以内に国内で出願を行ったときはかかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張することができる。

第 61 条

出願が第 28 条を準用する第 65 条に基づいて公告され、意匠特許の登録及び付与の前に、その出願が第 56 条、第 57 条、又は第 10 条、第 11 条及び第 14 条を準用する第 65 条の規定に合致しないと思われる場合、長官は、この出願を拒絶しなければならない。担当官は、出願人及び第 31 条を準用する第 65 条に基づく異議申立人に当該決定を通知すると共に、その決定の写しを出願がなされた場所に掲示しなければならない。

長官が出願を拒絶し、さらに第 31 条を準用する第 65 条に基づいて出願に異議申立がなされ

た場合、長官は、第 32 条を準用する第 65 条に基づいてかかる異議申立の審査を行わなければならない。

第 62 条

意匠特許の有効期間は、国内での出願の日から 10 年間とする。

意匠特許の期間は、第 16 条を準用する第 65 条、又は第 74 条に基づき裁判所に訴訟が係属している期間を含まない。

第 62 条の 2

意匠特許の付与前になされた第 63 条に反する行為は、特許権者の権利を侵害しないものとする。ただし、それが第 28 条を準用する第 65 条に基づき既に公告がなされた係属中の出願の意匠に関する行為であり、かかる行為をする者が意匠特許出願がなされていることを知っているか又は当該意匠について特許出願がなされたことにつき書面による通知を受けている場合は、出願人は、侵害人から損害賠償を受ける権利を有するものとする。かかる損害賠償に関する訴訟は、意匠特許付与後に裁判所に提起しなければならない。

第 63 条

特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利、又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない。

第 64 条

第 56 条、第 58 条、又は第 10 条、第 11 条及び第 14 条を準用する第 65 条の規定に違反して付与された意匠特許は無効とする。

何人も、意匠特許の有効性について異議を申し立てることができる。当該意匠特許の利害関係人又は公訴官は、無効特許の取消を裁判所に請求することができるものとする。

第 65 条

第 11 章の発明特許に関する第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条及び第 53 条の規定は、第 111 章の意匠特許について準用するものとする。

第 III 章の 2 小特許

第 65 条の 2

小特許は、次の条件が満たされた発明に対して付与されるものとする。

- (1) その発明が新規であること
- (2) 産業上利用できること

第 65 条の 3

何人も、同一の発明について小特許と特許の双方を出願することはできない。

第 65 条の 4

小特許の出願人又は発明特許の出願人は、発明の登録及び小特許の付与前、又は第 28 条に基づく出願公告前(場合に応じ)であれば、小特許出願から発明特許出願への、又は発明特許出願から小特許出願への変更を請求することができる。省令に定める規則及び手続に従い、出願人は、原出願の出願日を変更した出願の出願日とするよう主張することができる。

第 65 条の 5

発明の登録及び小特許の付与に先立ち、担当官は、小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致しているか、並びにクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられるかを審査し、長官にその報告書を提出するものとする。

(1) 小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致していないか、又はクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられないと長官が判断した場合、長官は、小特許の付与を拒絶するものとする。担当官は、かかる決定の日から 15 日以内に、配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人にかかる決定を通知する。

(2) 小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致しており、かつクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられると長官が判断した場合、長官は、発明の登録及び出願人に対する小特許の付与を命じるものとする。担当官は、第 28 条(2)を準用する第 65 条の 10 に定める手続及び期限に従って出願人に小特許の付与及び公告に係る手数料を納付するよう通知する。

小特許は、省令に定める様式によるものとする。

第 65 条の 6

発明の登録及び小特許の付与が公告された後 1 年以内に、利害関係人は、小特許が付与された発明が第 65 条の 2 に基づく条件を満たしているか否かの審査を担当官に請求することができる。

第 1 段落に基づく請求を受けた後、担当官は、出願の内容を審査して長官に審査報告書を提出するものとする。

長官がかかる審査報告書を検討した結果、その発明が第 65 条の 2 に基づく条件を満たしていると認めた場合、長官は、かかる決定の日から 15 日以内にその旨を審査請求人及び小特許所

有者に通知するものとする。

当該発明が第 65 条の 2 に基づく条件を満たしていないと長官が判断する場合、長官は、その審査を命じるとともに、小特許所有者にかかる命令の受領日から 60 日以内に自らの出願を裏付ける陳述書を提出するよう通知するものとする。長官は、自らの質問に答えさせ又は書類その他を提出させるため何人をも召喚することができる。審査の結果、当該発明が第 65 条の 2 の条件を満たしていないと判断した場合、長官は、小特許の取消に関する報告書を特許委員会に提出し、委員会が命令を発した日から 15 日以内に審査請求人及び小特許所有者にそれを通知しなければならない。

第 65 条の 7

小特許の有効期間は、国内での出願の日から 6 年間とする。かかる期間は、第 16 条を準用する第 65 条の 10、第 74 条又は第 77 条の 6 に基づき裁判所に訴訟が係属している期間を含まない。

小特許所有者は、期間満了前 90 日以内に担当官に請求することにより自らの小特許の有効期間を 2 回延長することができ、1 回あたりの延長期間は 2 年間とする。かかる期間内に当該請求が行われた場合、小特許は、担当官から別段の命令がなされるまで有効に登録されているとみなされる。

小特許の期間延長請求は、長官の定める規則及び手続に従う。

第 65 条の 8

小特許所有者は、「タイ小特許」の文字、それらの略語又はこれと同じ意味を有する外国語を、製品、製品の容器若しくは包装、又は製品の広告に使用する権利を有するものとする。

第 1 段落に基づく表記には小特許番号を付さなければならない。

第 65 条の 9

第 65 条の 2、又は第 9 条、第 10 条、第 11 条若しくは第 14 条を準用する第 65 条の 10 の規定に違反して付与された小特許は無効とする。

何人も、第 1 段落に基づく小特許の無効について異議を申し立てることができる。当該小特許の利害関係人又は公訴官は、無効の小特許の取消を裁判所に請求することができるものとする。

第 65 条の 10

第 11 章の発明特許に関する第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条の 2、第 36 条、第 36 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 47 条の 2、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 53 条及び第 55 条の規定は、第 111 章の 2 の小特許について準用するものとする。

第 IV 章 特許委員会

第 66 条

商務担当国務次官を議長とし、内閣に指名された科学、工学、工業、工業意匠、農業、薬学、経済及び法律の分野における資格を有する 12 名以下の委員からなる「特許委員会」を設置するものとする。委員のうち少なくとも 6 名は、民間から任命しなければならない。特許委員会は、書記官及び書記官補佐を任命することができる。

第 67 条

内閣に指名された委員の任期は 2 年間とする。
ある委員が任期満了前に退任した場合、又は現任の委員の任期が満了する前に内閣が追加の任命を行った場合、新たに任命された委員は、現任委員の任期の残存期間のみ在任するものとする。
その任期が満了した委員は、内閣により再指名されることができる。

第 68 条

内閣によって指名された委員は、次の事由により職を辞するものとする。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣による罷免
- (4) 破産
- (5) 禁治産者又は準禁治産者になったとき、又は
- (6) 軽犯罪又は過失による犯罪を除き最終判決で禁固刑を受けたとき

第 69 条

特許委員会の会議は、委員総数の半数以上の出席をもってその定足数とする。議長が会議に出席できないとき、委員会は、委員の内 1 名を議長に選出しなければならない。会議の決定は、過半数票をもって行う。採決にあたり、各委員は 1 議決権を有するものとする。賛否同数の場合は、議長が決定票として追加の 1 票を与えられるものとする。

第 70 条

特許委員会は、次の権限及び義務を有するものとする。

- (1) 本法に基づく勅令及び省令の公布に関して大臣に具申又は助言すること
- (2) 第 41 条、第 45 条、第 49 条、第 50 条、第 55 条、第 65 条の 6 又は第 65 条の 10 及び第 72 条に基づく特許又は小特許に関する長官の命令又は決定に対する審判請求について決定すること
- (3) 本法に規定されるその他の事項に基づき行動すること
- (4) 大臣より委託される特許又は小特許に関するその他の事項を審議すること

第 71 条

特許委員会は、審議及び特許委員会に対する具申を行う分科委員会を任命する権限を有する。第 69 条の規定を分科委員会の会議に準用するものとする。

第 72 条

第 12 条、第 15 条、第 28 条、第 30 条、第 34 条、第 49 条、第 50 条若しくは第 61 条、又は第 12 条、第 15 条、第 28 条、第 33 条若しくは第 34 条を準用する第 65 条、第 65 条の 5、65 条の 6、又は第 12 条、第 15 条、第 49 条若しくは第 50 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき長官から出された命令又は決定があるとき、それらの規定に基づき利害関係人は、その命令又は決定の受領後 60 日以内に特許委員会に対して審判請求することができる。かかる期間内に審判請求がないときは、長官の命令又は決定を最終とする。

前段落に基づく審判請求は担当官に提出しなければならない。なお、相手方があるときは、かかる相手方にも審判請求の写しを送付しなければならない。

第 73 条

長官の命令若しくは決定、第 55 条若しくは第 65 条の 6 に基づく長官の報告、又は第 43 条若しくは第 43 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく特許又は小特許の取消を提案する長官の報告に対する審判請求を審議するにあたり、特許委員会は、異議申立人、出願人、特許権者、小特許所有者又は実施権者(場合に応じ)に対し、特許委員会の定める規則に従って証拠又は追加の陳述書を提出するよう要求することができる。

第 74 条

第 41 条、第 43 条、第 49 条、第 50 条、第 55 条若しくは第 65 条の 6、又は第 41 条、第 43 条、第 49 条、第 50 条、第 55 条を準用する第 65 条の 10 若しくは第 72 条の規定に基づき特許委員会が決定又は命令を出した場合、審判請求人及び他の当事者、特許権者、小特許所有者又は実施権者(場合に応じ)は、かかる決定又は命令の通知を受ける。かかる決定又は命令に不服である当事者は、その通知の受領から 60 日以内に裁判所に提訴することができるものとする。かかる提訴がない場合は、特許委員会の決定を最終とする。

本法に基づく訴訟審理又は判決の言渡しにおいて、裁判所は、特許委員会又は長官に対して他の当事者に代わり手数料を支払うよう命じることができないものとする。

第V章 雑則

第75条

本法に基づく権利を有さない者は、「タイ特許」若しくは「タイ小特許」の語又はその略語若しくはそれと同じ意味を有する外国語を、製品、製品の容器若しくは包装、又は発明若しくは意匠の広告に使用してはならない。

第76条

出願中の特許又は小特許の出願人以外の者は、「特許出願中」若しくは「小特許出願中」の語又はそれと同じ意味を有するその他の語を、製品、製品の容器若しくは包装、又は発明若しくは意匠の広告に使用してはならない。

第77条

特許又は小特許の所有者の権利の侵害に関する民事訴訟において、かかる特許又は小特許の主題が製法特許であり、被告の製品が当該特許又は小特許の主題たる製法により製造される製品と同一又は類似していることを特許又は小特許の所有者が証明できる場合は、被告が別段の立証をできない限り、被告は、かかる特許又は小特許の主題たる製法を使用したと推定されるものとする。

第77条の2

何人かが第36条、第63条、又は第36条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許の所有者の権利を侵害する行為を行っているか又は行おうとしている明らかな証拠がある場合、特許又は小特許の所有者は、かかる者に侵害行為の中止又は停止を命じるよう裁判所に請求することができる。かかる裁判所の命令により、特許又は小特許の所有者は、第77条の3に基づく損害賠償の請求を妨げられるものではない。

第77条の3

第36条、第63条、又は第36条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許の所有者の権利を侵害する行為があった場合、裁判所は、侵害人に対し、裁判所が逸失利益及び特許又は小特許の所有者の権利行使に必要な費用等の損害の度合いを斟酌して妥当と判断する金額を損害賠償として特許又は小特許の所有者に支払うよう命じる権限を有する。

第77条の4

第36条、第63条、又は第36条を準用する第65条の10に基づく特許又は小特許の所有者の権利を侵害する侵害人所有のすべての商品は、没収されなければならない。裁判所は、必要と思われるときは、当該商品の廃棄、又は当該商品のそれ以上の流通を防止するその他の措置を命じることができる。

第77条の5

第65条の3に違反して同一の発明につき特許及び小特許の双方を出願及び共同出願する者は、小特許を出願したものとみなされる。

第 77 条の 6

複数の者が同じ発明を別々になし，そのうちの 1 名が特許出願を，別の者が小特許出願を行った場合において，

- (1) 最初に特許出願又は小特許出願を行った出願人に特許又は小特許が与えられる。
- (2) 特許出願と小特許出願が同じ日になされたときは，担当官は，出願人らに対し，そのうちの 1 名が特許の付与を受けるか全員が共同名義で付与を受けるか，及びそれを特許出願とするか小特許出願とするかについて合意するよう通知するものとする。長官が定めた期間内に合意が成立しない場合，それらの者は，所定の期間が満了した後 90 日以内に裁判所に提訴しなければならない。その期間内に提訴がない場合，それらの出願は，放棄されたものとみなされる。

第 77 条の 7

第 28 条に基づく公告日又は発明の登録及び発明に係る小特許の付与の公告日から 90 日以内に，当該発明が自らに帰属する発明と同一であり，かかる特許出願又は小特許出願がなされた日と同じ日に自らも小特許出願又は特許出願を行ったという理由から，かかる発明の登録及び特許又は小特許の付与が第 65 条の 3 の規定に違反していると考えられる小特許出願人，小特許所有者，特許出願人又は特許権者は，担当官に対し，かかる特許出願又は小特許出願が第 65 条の 3 の規定に合致しているか否かを審査するよう請求することができる。

第 1 段落に基づく請求を受けた後，担当官は，当該審査を行い，審査報告書を長官に提出するものとする。

長官が第 2 段落に基づいて審査報告書を検討した結果，それが同一の発明であり審査請求人の出願日と同じ日に特許出願又は小特許出願がなされていたという事実により，発明の登録及び特許又は小特許の付与が第 65 条の 3 の規定に違反していると認めた場合，長官は，特許出願人又は小特許所有者及び審査請求人に，何れの者が単独で権利を有するか，又は共同所有とするかについて合意するよう通知しなければならない。長官の定める期間内に合意が成立しない場合，それらの者は，当該発明に対する権利を共有するものとみなされる。

第 77 条の 8

第 65 条の 3 の規定に違反して付与された特許又は小特許は無効とする。

何人も，第 1 段落に基づく無効について異議を申し立てることができる。

発明の登録及び特許又は小特許の付与が第 65 条の 3 の規定に違反しており，当該発明に係る特許出願及び小特許出願が同じ日になされた場合，特許権者，小特許所有者その他の利害関係人又は公訴官は，長官に対し，当該発明について特許又は小特許の何れか一方を選択すべきことを特許権者及び小特許所有者に通知するよう請求することができる。長官の定める期間内に合意が成立しない場合，特許権者及び小特許所有者は，共同所有者とみなされ，その発明につき小特許が付与される。

第 78 条

特許，小特許又はライセンス証の所有者は，その特許証，小特許証又はライセンス証を紛失又は著しく汚損した場合は，省令に定める要件及び手続に従ってその再発行を申請することができる。

第 79 条

本法に基づくすべての申請，異議申立，答弁及び審判請求は，長官が定める様式及び所定の部数に従わなければならない。

第 80 条

省令で定められた手数料は，特許出願，小特許出願，特許出願の公告，特許の審査請求，特許付与に対する異議申立，特許付与，ライセンス契約の登録申請，特許又は小特許の譲渡申請，特許又は小特許の変更申請，小特許の期間延長申請，何人も特許又は小特許に基づくライセンスを申請することができる旨の特許又は小特許への記載申請，ライセンスの申請，ライセンス証明，長官の命令又は決定に対する審判請求，特許証，小特許証又はライセンス証の再発行，その他の請求又は申請，書類の複写及び書類の認証の申請毎に納付しなければならない。

第VI章 罰則

第81条

本法第21条，第23条第2段落，第21条を準用する第65条，又は第21条若しくは第23条第2段落を準用する第65条の10に違反した担当官に対しては，2年以下の禁固，又は20万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第82条

本法第22条，第22条を準用する第65条，又は第22条を準用する第65条の10に違反した者に対しては，6月以下の禁固，又は2万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第83条

本法第23条第2段落，又は第23条第2段落を準用する第65条の10に違反した者に対しては，1年以下の禁固，又は5万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第84条

本法第75条又は第76条に違反した者に対しては，1年以下の禁固，又は20万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第85条

特許権者の許可を得ずに第36条又は第63条に基づく行為をなした者に対しては，2年以下の禁固，又は40万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第86条

小特許所有者の許可を得ずに第36条を準用する第65条の10に基づく行為をなした者に対しては，1年以下の禁固，又は20万パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第87条

特許を取得するため，発明特許，意匠特許又は小特許の出願をする者が虚偽の陳述をした場合は，6月以下の禁固，又は5千パーツ以下の罰金，又はその両方を科する。

第88条

本法により処罰されるべき違反者が法人である場合，その法人の責任者又は代表者は，本人が知得又は同意することなくかかる違反が発生したことを立証できない限り，当該違反に対して法律が定める処罰を受けるものとする。

上限料金表

		パーツ
(1)	特許出願	1,000
(2)	同一の意匠について同時に行われる 10 以上の意匠特許出願	10,000
(3)	特許出願公告	500
(4)	特許審査請求	500
(5)	特許出願に対する異議申立	1,000
(6)	特許又は小特許の付与	1,000
(7)	発明特許の年金：	
	5 年目	2,000
	6 年目	4,000
	7 年目	6,000
	8 年目	8,000
	9 年目	10,000
	10 年目	12,000
	11 年目	14,000
	12 年目	16,000
	13 年目	18,000
	14 年目	20,000
	15 年目	30,000
	16 年目	40,000
	17 年目	50,000
	18 年目	60,000
	19 年目	70,000
	20 年目	80,000
	年金全額の一括払い	400,000
(8)	意匠特許の年金：	
	5 年目	1,000
	6 年目	2,000
	7 年目	3,000
	8 年目	4,000
	9 年目	5,000
	10 年目	6,000
	年金全額の一括払い	20,000
(9)	小特許の年金：	
	5 年目	2,000
	6 年目	4,000
	年金全額の一括払い	6,000
(10)	小特許の期間延長手数料：	
)	第 1 回延長	14,000
	第 2 回延長	22,000
(11)	ライセンスの登録申請	500
)		
(12)	特許又は小特許の譲渡登録申請	500
)		
(13)	特許又は小特許の変更申請	500
)		

(14)	ライセンス証明	1,000
(15)	特許証，小特許証又はライセンス証の再発行	100
(16)	長官の命令又は決定に対する審判請求	1,000
(17)	書類複写(1 ページ毎)	10
(18)	文書の謄本認証：	
	10 ページ超過の 1 文書につき	100
	10 ページ以下の 1 ページにつき	10
(19)	その他の申請	100